

第5回性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・
第10回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議 合同会議
議事概要

(開催要領)

- 1 日 時 令和5年6月13日(火) 15:30~16:00
- 2 場 所 こども家庭庁長官官房第一会議室
(オンライン 会議システム併用)
- 3 出席者 ※ [] は代理出席者
 - 1) 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議
議 長 内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
議長代理 内閣府男女共同参画局長
構 成 員 こども家庭庁成育局長
同 こども家庭庁支援局長
同 警察庁刑事局長
同 法務省大臣官房政策立案総括審議官
[法務省大臣官房参事官]
同 法務省刑事局長 [法務省大臣官房審議官]
同 文部科学省総合教育政策局長
同 厚生労働省社会・援護局長
 - 2) こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議
議 長 内閣府特命担当大臣
(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)
構 成 員 内閣官房内閣審議官
同 内閣府男女共同参画局長
同 警察庁生活安全局長
同 こども家庭庁成育局長
同 こども家庭局支援局長
同 総務省総合通信基盤局長
[総務省総合通信基盤局電気通信事業部長]
同 法務省刑事局長 [法務省大臣官房審議官]
同 法務省人権擁護局長
同 外務省総合外交政策局長 [外務省総合外交政策局参事官]
同 文部科学省総合教育政策局長
同 厚生労働省社会・援護局長
同 経済産業省 商務情報政策局長
同 観光庁次長 [観光庁観光産業課旅行業務適正化指導室長]

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 題
こども・若者の性被害防止のための対策の強化等について
- 3 閉会

(配布資料)

- 資料1 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議の開催について（令和2年4月2日関係府省申合せ、令和5年6月13日一部改正）
- 資料2 こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議の開催について（平成28年4月8日犯罪対策閣僚会議申合せ、令和5年6月12日最終改正）
- 資料3 こども・若者の性被害に関する状況等について（内閣府男女共同参画局）
- 資料4 こどもの性的搾取等に係る対策について（こども家庭庁成育局）
- 資料5 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案並びに性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案の概要（法務省刑事局）

(議事概要)

会議の開催に当たり、議長である小倉内閣府特命担当大臣から、「こども・若者の性被害防止については、『性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針』や『子供の性被害防止プラン2022』に基づき、関係各府省において各種の対策を講じているが、依然、多くのこどもや若者が性犯罪・性暴力の被害に遭っている」こと等の状況に鑑みて「二つの会議の合同会議を初めて開催し、関係府省が一層の連携を図りつつ、それぞれの取組の強化を図るための検討を進める」こととした旨を述べるとともに、会議の構成員に対し、「スピード感を持って検討し、こども・若者の性被害防止のために、実効性ある強化策を示していただきたい」との発言があった。

議題「こども・若者の性被害防止のための対策の強化等について」について、資料3に基づき内閣府男女共同参画局長、資料4に基づきこども家庭庁成育局長、資料5に基づき法務省大臣官房審議官から説明があった。

最後に、小倉内閣府特命担当大臣から、「性別を問わず、どのような状況に置かれたこどもや若者であっても、性犯罪・性暴力は根絶しなければならない。積極的かつスピード感を持って、実効性のある対策を検討し、この会議で報告していただきたい」との発言があった。